

家族の構造と転換（その4）

中国残留孤児を育てた養父母の生活と社会意識－異国の父母－

浅野慎一・佟岩『異国の父母－中国残留孤児を育てた養父母の群像』（岩波書店）

浅野慎一「残留孤児の養父母になる『能力』－批判的普遍主義」『図書』685号(岩波書店)

はじめに

中国残留孤児：1945年、第二次世界大戦敗戦時、中国東北地方（「満州国」）に取り残された日本人の子供。

日本政府：日本人（女性・子供）を遺棄。→日本人：難民化。餓死・病死・凍死。

ごく一部、中国人に引き取られて救命。戦後の中国社会で生き延びた人々＝中国残留孤児・残留婦人。

日中国交回復（1972年）。BUT 日本政府：残留孤児・残留婦人の日本への帰国を妨害。

1980年代以降、多数の残留孤児・残留婦人が日本に永住帰国。

∴ 帰国時、残留孤児：40～60歳代。日本語できず、就職困難、経済的貧困、「中国人」として差別。

養父母：人数不明。（日本政府の公認：約6000人弱。BUT 実数は遥かに多数）。

高齢（現時点ではほとんどが死去）。

本講：2002～2004年、中国でインタビュー。残留孤児を育てた中国人養父母の実態。

養父2名、養母12名、計14名。

養父母の基本属性：1910～1927年生まれ、インタビュー時点で平均82.6歳。

吉林省・遼寧省など、中国東北地方の貧しい農家に出生。不就学・非識字者。

職歴：食品・手作り石鹼等の行商、ごみ収集・毛皮なめし・食品製造・縫製・溶接・縄
ない・靴製造等の労働者、農業。

貧しい生活。調査時点では高齢・無職。

養父母の人生＝現代史の画期に沿って、大きく三つに時期区分。

第1期：帝国主義と民族解放闘争の時代。

養父母：日本の侵略・支配によって様々な被害。日本敗戦後、遺棄された日本人孤児を養子に。

第2期：東西冷戦時代。日中国交断絶。文化大革命。

養父母：「日本のスパイを育てた」という嫌疑で迫害。日本人孤児を守りぬき、育てあげる。

第3期：グローバリゼーションの時代。日中国交回復、中国の改革開放（経済格差拡大）

養父母：日本人孤児を日本に永住帰国させ、自らは中国に残って貧困と孤独に苦しみつつ晩年。

「一人の人間の生活と、一つの社会の歴史とは、両者をともに理解することなしには、そのどちらの一つをも理解することができない」（ミルズ、C.W.『社会学的想像力』）。

養父母の人生：帝国主義、東西冷戦、グローバリゼーション等、国境を越えた現代史の亀裂につねに立たされ、虐げられて続けてきた。

BUT 単に時代に翻弄されてきただけの客体ではない。

「養父母になる／養父母である（家族を作る）」ためには、ある種の主体性・「能力」が必要。

各時期において、養父母の主体性・「能力」とは何だったのか？

I. 第1期：戦争被害と残留孤児の養育

日本の侵略戦争・「満州国」支配による被害。BUT 戦後、敵国・日本の子供を引き取り、養育。

直接の被害者：（8名／14名）。

1) 食糧難・物資不足。食糧の強制的供出、日本人に優先的に配給。食糧の買出・売買も規制。→飢餓。

「日本があと1～2年、負けなければ、私たちは皆、餓死していただろう」。

2) 「麻袋をまとめて零下30度の極寒をしのいだ」

3) 日本人警察官に蹴り倒されて流産。その後、二度と妊娠できず。

4) 勞工として徴用。無償強制労働。

BUT 養父母の多く＝当時、中国東北地方にいた一般の日本人のことをほとんど非難しない。

ex) 流産させられた養母：「私は日本人にあれこれ言うつもりはないよ。当時、日本人が侵略してきたのも、日本政府・国が派遣したからでしょ。一人一人の日本人が悪いわけではないからね」。
「一般の日本人には何の権力もなく、私達と同じ」。

「上の方が言えば、下はそれに従わなければならないのは、日本でも中国でも同じ」。

敗戦後、殺されたり、難民になった日本人＝「偉い人ではなく、普通の農民や女性・子供ばかり」。

国籍（中国人・日本人）の違いより、階級（権力者・民衆）の違いを重視。

養父母：1930～1944年に結婚。

残留孤児との出会い：1945～1946年。当時、養父母＝平均25.9歳、残留孤児＝平均2.2歳。

1945年8月以後、日本の敗戦に伴う混乱

→多くの残留孤児の日本人実父母が死去 or 実父母が生存していても子供連れの逃避行は不可能。

& 中国東北地方から日本人の引揚開始＝翌年（1946年）5月～。

∴ 極寒の中国東北地方で越冬。→さらに多くの実父母が餓死・凍死・病死。

or 子供の命を助けるために中国人にわが子を託さざるをえない。

見ず知らずの中国人にわが子を託した／路上・病院に子供を置き去り。

日本人の実父母：見ず知らずの中国人に、子供の運命を任せるしかなかった。

BUT ごくわずかな判断材料にもとづく実父母の主体的選択。

「水や豆をめぐんでくれた親切な人」に託す。

「比較的富裕そうな大きな家の玄関／診療所」に子供を置き去り。

子供を託した後、何度も様子を確認。→子供の生存率を高めた。

& 養父母の親戚・知人：仲介者として重要な役割。

14名中9名：養父母の親戚・知人が子供を仲介。

仲介者：責任を感じて子供の引き取り手をあちこち捜し、引き取りを躊躇する養父母を熱心に説得。

子供を引き取ってもらった後、大事に育てられているか様子を確認。

大事にされていない場合は子供を取り戻し、新たに別の養父母を捜し直した。

残留孤児の救命：個々の養父母だけでなく、中国人の地縁・血縁ネットワークによって可能に。

養父母が残留孤児を引き取った動機・理由

①実子がなく、「老後の頼り」として子供がほしかった。「養児防老」。

「養子を引き取る＝子供の命を助ける」：その功德で実子を授かるとの民間信仰。

「帯小」（幼名・愛称）。

BUT この動機の重み：人によって多様。この動機だけでは説明できず。

②「子供がかawaiiそう。命を助けるしかない。今、ここで見捨てたら子供は死ぬ」。

孤児：衰弱、疾病。「老後の頼り」というには、あまりにひ弱。

命を救える自信がなく、引き取りを躊躇した養父母も。

BUT そうだからこそ、「ここで見捨てたら子供が死んでしまう」。引き取るしかない。

仲介者：「誰も引き取らないと、この子は死ぬしかないよ」、

「大人はどうしようもないけど、子供は何とかしなけりゃな」、

「引き取らないと、この子は流浪するしかないよ」。

→養父母の迷いを断ち切り、背中を押す。

最大の主体的動機：「今、ここで見捨てたら子供が死ぬ」状況下、「子供の命を助けるしかない」。

人間として、大人としての責任感。

2つの動機＝矛盾しない。どちらも「生命－生活（life）」の世代的な維持・再生産の行為。

≠利己主義的に「自分の老後の『手段』としての養子」を入手。

完全な利他主義・自己犠牲に基づき、自己と無関係な「他者」として子供を受け入れ。

個人的打算・血統より、「生命－生活」の維持・世代的再生産を重視。

＝自己と他者、利己主義と利他主義の二分法、権利や義務といった近代的価値規範では把握困難。

∴ 養父母の主体性＝近代的な国民国家の枠組を超越。

日本人実父母がわが子を手放したこと：「当時の状況をふまえれば、やむをえなかった」と同情。

「子供を置いて逃げた日本人の親を非難するつもりはないよ。日本人の親も、手放したくて手放したのではない。当時は、そうしなければ子供が生きられなかったから仕方がなかったのだ。日本人は優しいからこそ、子供を手放したのだよ」。

「私は、子供を捨てて逃げた日本人のことを、冷酷だとは思わない。逆に、一番賢明だったと思う。

捨てなければ、まちがいなく皆、死んでいただろう。捨てたからこそ、子供は生きられたのだ」。

「一番賢明」で「優しい」、しかしそれだけに「気の毒としかいいようがない」選択。

＝国籍の壁を超えた同じ親として、人間としての感性。

養子が日本人の子であること：ほとんどこだわらず。

「子供に罪はないし、育てなければ死んでしまうのだから。日本人とか何人とか考えず、ただ私の娘だと思って育てただけだよ。私は母親だから」。

「捨てるのは簡単だよ。でも、やはり命は助けなければ……。まあ、どの国の子とか考えずに、救命という感じだね」。

「どこの国の子供でも、私たちが引き取って育てれば私たちの娘」。

国家・国籍の境界線、個人的打算、血統よりむしろ、「生命－生活」の世代的再生産を重視。

残留孤児と養父母、及び、養父母の実子（残留孤児の弟妹）：総じて良好な家族関係。

BUT 一部の養父母による虐待・売買。

「おそらく、以前の養父母があまり食べさせず、かわいがっていなかったのだろうね」。

II. 第2期：東西冷戦・文化大革命の下での養父母

内戦（1945～1949年）、飢餓・経済危機（1960年代初頭）。次々に実子。「食うにも困る」。

BUT 養父母＝養子・実子に別けへだてなく愛情を注いで養育。

内戦で餓死寸前→食糧がある農村への関門を命がけで突破。

養子の病気治療：莫大な借金。

食事：健康な実子より、身体が弱い養子を優先。

養子を大学まで進学：苛酷な労働で身体を痛めながら学費を稼ぎ出す。

養子が「小日本鬼子」といじめ→転居を繰り返す。

残留孤児本人や実子に対しても、養子であること、日本人の子であることを隠蔽。

←①「子供の心を傷つけない。寂しい思いをさせたくない」。

②日本敗戦直後から日本人であることを理由にした迫害・差別。それらから子供を守るため。

東西冷戦の激化・文化大革命：養父母も「日本のスパイ」の嫌疑で迫害。

街を引き回し、収監、農村へ下放、暴行（半身不随）。

BUT 「この子は日本人ではない。自分が生んだ実子だ」。真相を隠して養子の「生命＝生活」を防衛。

東西冷戦のイデオロギー対立・政治的迫害：養父母と残留孤児の親子関係を引き裂かず。

迫害を機に、親子は一層強固な運命共同体。家族の結束強まる。

残留孤児：国共内戦中、豆の残り滓を食べて飢えをしのぎ、祖母（養父の母）に食糧を譲る。

朝鮮戦争時の米軍による空襲→身を挺して家族をかばう。

文化大革命→養父母を励まし、長子として一家の生活を支える。

養父母：残留孤児のことを「とてもいい子だ」、「親孝行な子だ」。

III. 第3期：国交回復からグローバリゼーションへ。肉親捜しと永住帰国

1972年（日中国交回復）以降、残留孤児の肉親捜しが本格化。

養子の多くは日本に永住帰国。＝養父母と養子の双方にとって、つらい別離。

日本政府：当初、肉親捜しに消極的。残留孤児の存在を無視。

「いなかったもの／既に中国で死んだ者」として日本での戸籍を抹消、捜索・調査せず。

BUT 1981年（国交回復の9年後）以降、「訪日調査」開始。

残留孤児：日本に招かれ、日本の肉親捜し。

日本厚生省・中国公安局の職員が突然訪問：寝耳に水で真相を知らされ呆然とする養子も。

養父母・養子：葛藤。

養子本人にも事実を隠してきた養父母：長年の親子関係における秘密・ごまかしの暴露。信頼の揺らぎ。来るべき永住帰国による別離の危機とも表裏一体。

日中国交回復・政治的契機、心理的準備もないまま、国家権力（日本厚生省・中国公安局）の介入。

→真相追究＝養父母と養子の間に一定の亀裂・葛藤。

当初、養父母の多く：事実を認めず、肉親捜しに抵抗・反対。

BUT 公安局・厚生省、および、日本の肉親：さまざまな証拠。事実を認めるしかない。

肉親捜し・訪日に泣いて反対。「日本に行かないで」と養子に懇願。

特に実子がない養父母の苦悩＝深刻。絶望で気を失いそうになった養母も。

BUT 養父母：養子の苦悩を理解。葛藤を乗り越え、肉親捜しに協力。

公安局が調査に訪れた際、「今をおいて養子の肉親を捜す機会は二度とない」

→驚く養子の前ですべてを話し、「肉親をかならず捜し出してやってください」と頼み込む。

「私が死んだら証人がいなくなる」。ついに真相を証言。

「身を切られるようだ。どうしたらいいのかわからない」。

→9名／14名の養子が肉親判明。5名：未判明のまま残留孤児と認定。

養父母：永住帰国も耐え難い別離の悲しみ。BUT 最終的には養子の希望を受け入れ。

BUT ≠養子が「日本人の血を引く日本民族」だったから。

1980年代末まで、養子：中国で「取り残された日本人」として差別・不利益。

1980年代末以降、グローバル化の進展

→養父母・養子の一家を含む中国東北地方の大多数の民衆の生活が困難に。

日本に永住帰国した方が、養子や孫の「生命－生活（life）」の展望が開ける。

& 日本政府が日本国民である養子の生活を保障してくれるにちがいない。

中国東北地方：かつて重工業の国営企業の大集積地。

BUT 1990年代以降、改革開放・グローバル化→国営企業は次々と倒産・閉鎖。猛烈なリストラ。

「中国の都市貧民の四分の一は東北にいる」。

失業者・都市貧民が急増。地方都市・農村：さらに深刻な貧困。

残留孤児：多くがリストラ。生活困窮。医療費・教育費の高騰。

∴ 残留孤児自身、半ばやむなく、あるいは子供の将来のことを考えて、日本への永住帰国を決意。

養父母：「日本に行けば、養子は日本人として差別されることもないだろう」、

「養子や孫も、（日本に行けば）生活苦から抜け出せるだろう」、

「養子もまた自分の子供（養父母の孫）の生活・将来のために永住帰国するのだから、自分も子供との別離のつらさに耐えるしかない」、

「日本政府は、戦争被害者である養子の生活を支援してくれるに違いない」。

→別離の苦悩とその後の長い孤独に耐えようと決意。

養父母：かつて、次世代の「生命－生活（life）」を助けるために子供たちを引き取った。

今度もまた、次世代の「生命－生活（life）」を助けるために養子や孫の永住帰国による別離を、苦渋の選択として受け入れ。

二度の決断を貫く価値基準：国境・国籍の壁、血統、個人的打算より、次世代の「生命－生活（life）」の維持・再生産を優先。

養父母：かつて「わが子の命さえ助かれれば…」と子供を手放した日本人実父母に同情。

実父母と同様、わが子の「生命－生活」を助けるため、別離の苦痛を受け入れ。

∴ 養子の永住帰国≠養父母・養子の親子関係の断絶・解消。

「もちろん手放したくなかったし、つらかった。でも、そこに子供がいたら、またきっと帰ってくる」。

残留孤児：生活困難を理由に永住帰国＝何ら非難されるべきことではない。

「生命－生活」の維持・発展的再生産を主体的に求める人間として当然の判断。

帰国の時期や理由・動機を問わず、残留孤児には日本国民として永住帰国する権利。

日本に永住帰国するか、中国にとどまるか：現実生活をふまえて残留孤児自身が決めるべきこと。

BUT 日本社会の一部：「血統や民族アイデンティティ、祖国への望郷の念に基づく永住帰国は純粹だが、『豊かな生活』を求めたそれはみっともない利己主義」との受けとめ方。

「血統に基づく民族主義者・愛国者」の人間類型に、実際の残留孤児たちを封じ込めることは不当。

批判者：自らは日本人として「豊かな日本」にいるのが当然との思い込み。

残留孤児：人間としての要求、日本国民としての権利の行使、

& 苦難に満ちた「生命－生活」：日本の中国侵略・戦後の遺棄という国家政策によって創出。

日本の地で、日本人として、人間らしく生きる権利を求めるのは当然。

BUT 養父母の苦渋の決断：報われず。

永住帰国した残留孤児：日本で「日本語がわからず、文化習慣も違う中国人」として差別・不利益。

「中国では日本人として差別、日本では中国人として差別」。

調査時、50～60歳代。無職。月額6～8万円の生活保護。病気・障害。

「レストラン等で捨てられた屑野菜をもらって帰り、食用に」。

ごく一部、就職。BUT 中高年に帰国。言葉の壁、不安定・非正規就労。

就職支援：ほぼ皆無。中華料理店の皿洗い、道路工事、栓抜き製造工などの不熟練労働。

数年で身体を壊し、退職。

日本での就労短い→年金も微々たるもの。（中国での就労＝来日後の就職、年金受給には無関係）

生活保護を受けながら就労→生活保護の支給が減額。

孫（残留孤児の二世）：30歳代。不熟練労働者・失業者が多い。

生活保護で暮らす養子達：養父母への送金、中国への里帰りも事実上、禁止。

生活保護費の送金は不可 & 訪中するとその間、日本での生活保護の支給が停止。

養父母：「養子が中国にいる間も生活保護を止めないでほしい」、

「もう先の長くない親に会うために中国に帰ったら、生活保護を止めるというのは非情ではないか」

独自の政策的手当をとらず、一般の日本国民と同様の生活保護制度で対処していることの限界。

養父母が亡くなった際も、旅費が足りず、中国に帰れなかった養子も。

就労できた養子・孫：経済的負担に加え、長い休暇がとれないため、長期の訪中は困難。

多くの養父母：養子一家の訪中（里帰り）を待ち焦がれる。

「養子の日本での生活が、こんなに苦しいとは思っていなかった」。

残留孤児の苦難を生み出した原因：日本政府による侵略戦争 & その後の中国への子供の長期間の遺棄。∴ 永住帰国した養子たちの生活を支援するのは日本政府の当然の責務。

日本政府の対応に疑問・批判。

養父母：孤独、病気だが貧困で通院できず。

「独居」、「夫婦二人暮らし」、「実子一家と同居」、「その他の親族と同居」など。

経済的困窮。年金受給者少ない。（14名中、4名）。

特に女性（養母）：年金なし or 勤務企業業績悪化→年金支給されず。

世帯収入：14名中、9名で月500元（約6650円）以下。平均月平均480元。

「生活がとても苦しい」、「今後の生活が不安だ」。「乞食より少しまし」。

貧しい農村：収穫のいい年でも年収2000元（約2万6600円。農業の必要経費を含む）、不作の年は赤字で借金。

生活保護申請。BUT 「日本人の子供がいる」との理由で却下。

実子・孫と同居でも、同居家族はほとんどリストラ。失業、不安定なアルバイト。

養父母の生活：同居家族以外で主に支えているのは、別居している実子。

BUT 別居の実子も多くがリストラ。ギリギリの生活。

同居・別居を含め、実子の実質的な失業率＝7割以上。

医療保険なく、医療費はすべて自己負担。極めて高額。病院には通えない。
改革開放・グローバリゼーション→貧富の差が拡大し、大多数の労働者・農民の生活は深刻な苦境に。
長春市・中日友好楼（7名）：1990年、日本人・K氏が養父母のために私財を投じて建設。

3階建、2DK、36室。最多時期には32世帯の養父母。2002年時点では10世帯・12名の養父母。

暖房費：1998年にK氏死去→年間1550～1600元（約2万～2万1000円）の暖房費徴収。

＝中日友好楼に住む養父母世帯の約三カ月分の平均収入。→凍傷・凍死の危険。

「K氏が20年分の暖房費を払ってくれていたはずだ」と主張

→市役所・外事事務所・住宅管理所・暖房会社などにかかけあったが、たらいまわし。

毎年、日本人ボランティアの寄付によって綱渡りのしのご。

都市の賃貸住宅：「もともと持ち家があったが、再開発で無償没収され、賃貸住宅に移転させられた」、

「家賃が払えず、家主が追い出そうとしている。暖房費も払えないので凍傷になった」、

農村の持ち家：老朽化。無医村。「雨が降ると道がなくなり、村から出られなくなる」。居住環境劣悪。

中日友好楼以外：養父母たちは分散居住。相互交流なし。「近所に話し相手もなく、とても孤独で寂しい」。

養父母 & 残留孤児：ともに貧困。∴ 頻繁な交流・往来は困難。

日本の養子を一度でも訪問した養父母：8名／14名。

養父母訪日団（「養父母訪日招待」）：6名。財団法人・中国残留孤児援護基金の事業。

各自1回ずつ。10～15日程度。公式行事を除けば、6～7日間程度。

「期間が短すぎて、養子一家の生活がどうなのか、よくわからなかった」。

経済的理由で、訪日団に参加できない養父母も。「旅費以外にもいろいろかかる」。

私費の親戚訪問：3名。旅費・滞在費はすべて自己負担。

電話は年数回。手紙はまれ。

電話：「お金がかかる」、「耳が聞こえにくい」、「電話代が払えず、電話が止められている」。

手紙：「字が読み書きできない」。

養父母：日本にいる養子に現状以上の何かを期待することはできない。

「養子一家の日本での生活が安定すれば、それだけでいい。それ以上は何も望まない」。

永住帰国後の残留孤児と養父母の交流・往来：主に経済的理由、日本政府の政策的支援の不十分さにより、
極めて希薄に。ほぼ完全に関係途絶：3名。

IV. まとめ

「養父母になる／養父母である」こと≠単なる美談。

現代世界社会の二重の境界線（国家・国籍の壁、貧富の差）による分断と苦難を一身に引き受けること。
養父母：国家・国籍の壁、血統、個人的打算より、「生命＝生活」の維持？世代的再生産を重視。

＝当たり前の人間としての「能力」。

「今、日本にいる娘（残留孤児）との関係は断ち切れているけれど、それでも私はあの子を育ててよかったと思っている。娘は（中国で）仕事も見つかったし、結婚もしたし、子供もできた」。

養子との関係修復、養子一家の日本での生活安定を切望。

「生きている間に、たった一度だけでも養子に再会したい」。

養父母の「能力」≠文化・民族によって異なる多元主義（異文化理解）。

競争に勝ち残ったり、競争からの離脱を自ら選択するような個性的能力。

市民的ボランティア・共同の能力。

「養父母になる／養父母である」能力＝家族生成の能力≠市場を前提とした個人主義。

社会の変化と無関係な家族内部の繋がり。

人間としての普遍主義 & 人間の「生命＝生活」を最も大切なものとみなし、

帝国主義、東西冷戦、グローバリゼーションに抵抗し続ける、静かな批判的普遍主義。